

【農地法等の一部を改正する法律案に関する質疑】

山田俊男君

今回、大詰めに來まして農地法の改正の議論を初めてさせていただくことになったわけでありまして、少し時間を長めにいただいたわけでありまして、大臣、それから衆議院で修正いただきました宮腰先生に出させていただいておりますが、どうぞよろしくお願いいいたします。

私は、我が国の農業の基本を考えたときに、農業で食べていける基盤をどうつくり上げるかということが一番大事だというふうに思います。そうした観点からすると、やはり生産力の基礎になります農地をどう集積できるか、我が国の実態からしますと所有地は大変小さいわけでありまして、そうするとどう利用を拡大できるかということが、これは長年にわたります我が国の農政の柱であったというふうに思います。

この間、大変な努力を、それこそ農林水産省の皆さんも政策推進の皆さんも、それから各党の皆さんも、それからそれぞれ団体の皆さんも、ひいては市町村、自治体等の皆さんも農業委員会の皆さんもそれぞれ努力されてきたわけですが、なかなかうまくやはり残念ながら進まなかった。ここへ来て、思い切って農地の利用について、これはほぼ自由化と言ってはなんですが、それに近い形を取ってみよう、そのことによって食べていける多様な担い手をつくり上げる基礎にしようじゃないかというのは、それは一つの画期的な取組でありまして、その観点からしますと、この改正に対しまして私は大いに評価するものであります。

ところで、これについては大変危険性もあるわけでありまして。

御案内のとおり、農業生産法人以外の法人、すなわち企業等に対して全面的に農地の利用を開放するといったときに、運用いかにによりましては、また実態の進み具合いかにによりましては大変な危険性を伴う両側面を持ったものであるというふうに思うわけでありまして。もしもこのことによって、企業の参入によって、我が国の大事な地域であったり、さらには家族農業経営が徐々に押しやられてつぶれていくというようなことになったのでは、それこそこの国の在り方を支える大事なものが崩れてしまうことになっては絶対にいけない、こんなふうに思うわけです。地域や家族は、それは効率的なものかということ、いや、そうじゃなくて、なかなか効率的でないかもしれぬ。だけれども、今言いましたように、この国のありようを支える本当に大事な基礎であるということはもう論をまたないわけでありまして、この農地法の改正がそうした大事な地域や家族農業をつぶさないということをもう一番の念頭に置きましてこれを運用していくことが大事だと、こんなふうに思います。

私はこのことを考えるときに、昨年五月の十四日の経済財政諮問会議におきます農業改革の論議、農地改革、農政改革の論議を大変忘れることができないわけでありまして。当時は若林大臣だったわけでありましてけれども、今の経済財政諮問会議のメンバーとは少し違ひまして、ややもすると、どちらかということ自由競争、市場原理を入

農林水産委員会 / 2009年6月16日

れた方が要は構造が変わっていいんだというふうに主張される委員が多かったんじゃないかという経済財政諮問会議だったせいがあったかというふうに思いますが、大変緊迫した議論がなされたということ、これは私はもうその場には出ていないわけでありまして、議事録で承知しただけでありますけれども、福田総理が論議に加わるというふうなこともありまして、大変緊迫したものであったかというふうに思います。私は今回のこういう形での議論、議論を大変積み重ねた上での話でありますけれども、この画期になったのは、やはりこの経済財政諮問会議だったんじゃないかというふうに思います。

経済財政諮問会議の民間側委員が提出されました平成の農地改革推進の方向といえますか農政展開の方向ですか、これの全部に賛成したわけではありませんでして、農業生産法人の全面的なといいますか相当大幅な規制緩和、これにはこの改正案はきっちり抵抗をした内容のものに私はなっているんだと思うんです。しかしその一方で、企業参入によります賃借の自由化ということについては思い切って踏み出したことになったかと、こんなふうに思います。

さて、衆議院の議論を踏まえていただいて、そして、それこそ耕作者が所有するという意味での耕作者主義という言い方が適切かどうかということではありますが、耕作している者が所有するんだぞという基本を目的規定の中にしっかり入れていただいたということですね。それから一方で、利用といいますか賃借の場合においても、そうした農業生産法人以外の法人について、きちっと役員の中で一人以上常時農業従事者がいることというこの規定を加えて一定の歯止めを掛けていただいたということも大変大事なことであったかと、こんなふうに思います。

前置きが長くなってしまいましたが、そこで、今回の改正法の運用に当たって、私は留意すべき事項を中心に、これまで質疑のあったこと等とも関連させながら質疑をさせていただきたい、こんなふうに思います。

まず最初に、これは大臣にお聞きしたいわけでありまして、改正法で描いている農業経営像とは一体何なんだということなんです。

これらと関連しまして、これは日本国際フォーラムというのがあるんです。このメンバーは学者であったり、それから経済人であったりしておられます、官僚のOBの皆さんも加わったり、多彩なメンバーが加わっております。私は若干納得いかないのは、政府の経済財政諮問会議の専門調査会の委員だった人がこの国際フォーラムのメンバーないしは主要な執筆者だったのかなというふうに思ったりしますが、そのメンバーであるということや、さらにそのメンバーが一方で、これは石破大臣が中心になって役割を果たされている農政改革六大臣会合、この作業チームのメンバーにもなっておられるということなものですから心配が募るわけがあります。この日本国際フォーラムの提言は、何と日本の四百五十万ヘクタールのうちの三分の一に該当する百五十万ヘクタール、これについて百ヘクタールの経営を一万戸経営体をつくるんだと、こういう提言なんです。まじめな議論をした上での提言なんです。

一体これは我が国の農業をどこへ持っていこうとしているのかです。百ヘクタール

農林水産委員会 / 2009年6月16日

の経営体、こうなりますと、もちろん家族農業経営でできないことはないかというふうに思いますけれど、資本力からしても何からしても、やはり企業参入をそれなりに前提にした内容のものになってしまっているんじゃないかというふうに思うんです。これは我が国の実態と本当に懸け離れたものであるとしかもう言いようがないわけでありませう。

一体、この改正法が目指すのは、地域に応じた、地域の実態に応じた多様な経営体を育てるんだと、食べていける経営体を育てるんだと。そして、もちろんそのためにも政策は、そうした地域の実態に応じた多様な家族農業経営体を中心とするこれら経営体に対する政策支援ですね、これを位置付けていく、これを進めて国民合意を実現していくということなんだということなんだと思うんです。

どうぞ、大臣の、この改正法が目指すものは一体何なんだという将来像について意見をお聞きします。

国務大臣（石破茂君）

この百ヘクタールという農業が日本で一体どれぐらいあるのかということ、まずほとんどない。十ヘクタールだって大変なことでありまして、百ヘクタールが一万ということになりますと、これはそもそも無理なんだよねというふうに思いますです、仮にそれが法人の経営であったといたしましても。ですから、この数字はこの数字としてかなり現実と乖離したものだという認識を私自身は持っております。

それはそれといたしまして、やはり規模拡大というのは、アメリカとかオーストラリアとかそういうものを目指しても仕方がないのですが、どこまで規模拡大をすれば、これは委員の方がはるかに御存じですが、装備が最も効率良く利用され、最もコストが下がるという規模がどこまでなのかということを経験した上で、規模の拡大というのは可能な限り図っていかねばならないと思います。その中にあって、多様な担い手という言葉がこの審議の間にずっと出ているわけですが、基本はやはり家族経営なのだろうと。しかしながら、家族経営で行き詰まる部分、あるいは家族経営ではどうしても十分に効果が発現しない部分に多様な担い手という形を入れていきたいというふうに思っておるものでございます。

ですから、何でもいから規模を拡大しようということではございませんが、最も適正にコストが下がるというものはやはり目標として持っていかなければならぬのではないかと。それは百ヘクタールとかそういうようなものではない。少なくとも、我々がイメージしているものはそれとは全く異なるものだということはこちらで申し上げておかなければならないことだと存じます。

山田俊男君

大臣の家族農業経営をあくまで基本にした多様な経営体をつくり上げていくという決意だということをお聞きしまして、そこをしっかりと押さえたいというふうに思います。

農林水産委員会 / 2009年6月16日

ところで、筒井先生、宮腰先生、お見えでありまして、ありがとうございます。衆議院で修正法をお出しになって、私は、修正法の内容について改めて申し上げますが、大変評価しているものであります。

ところで、六十三条の二において、この法律の運用に当たって、我が国の農業が家族農業経営や法人等の様々な農業者により構成され、その連携の下に行われているということを強調されていて、これらが配慮されねばならないということをわざわざ入れていただいているわけでありましたが、改めて修正者のお考えをお聞きしたいと思えます。

衆議院議員（宮腰光寛君）

第六十三条の二の配慮事項の趣旨でございますけれども、修正後の農地法第一条に示されておりますように、農地は農業生産の基盤であるとともに、国民のための限られた資源であり、地域における貴重な資源であるということでもあります。

そこで、農地法の運用に当たりまして、我が国の農業が家族農業経営、法人による農業経営等の経営形態が異なる農業者や様々な経営規模の農業者など多様な農業者により、及びその連携の下に担われていること等を踏まえて、そのような農業者の主体的な判断に基づく農業上の取組を尊重し、地域資源である農地が地域との調和を図りつつ農業上有効に利用されるように配慮しなければならないことを修正により明確に規定したものであります。

これによりまして、様々な農業者の主体的な判断に基づく農業上の取組が尊重され、また地域社会としての一体性を保ちつつ農地の利用が行われることを確保することができるものと考えております。

したがって、例えば山田委員御紹介のように、農業者自身の主体的判断を無視した形で、政府が百ヘクタール規模の農業経営を展開する経営体を一万程度育成、再編するというような農業経営の将来像を目指すことは、この農地法第六十三条の二を設けた趣旨に反するものと考えております。

山田俊男君

今回の改正案は企業の参入を促進する方向に大きく踏み出したわけですが、そうなりますと、入口の規制と出口の規制、これが的確に行われないと大変な混乱に陥るのではないかという心配であります。そのためにも、政省令やさらには運用基準を明確にした取組が求められると、こんなふうにするわけでありませぬ。

ところで、まず入口の規制についてでありますけれども、改正法は、農地の集団化、それから農作業の効率化、さらには周辺の農地の効率的それから総合的な利用ということ第三条二項の七号に、七号を修正してきちんとこれを入れられたわけでありませぬ。さらに、改正法は、他の農業者との適切な役割分担、これ大変大事な言葉かというふうにするんではなせん。さらには、継続的、安定的な農業経営を行うことが見込まれることということを入れておられるわけでありませぬが、改めて、これをこんな形で入

農林水産委員会 / 2009年6月16日

口規制にこうしてこの条文を入れたという衆議院の修正者の考えをお聞きしたいと思えます。

衆議院議員（宮腰光寛君）

衆議院の委員会質疑におきましては、第一条の目的につきまして、農地と地域との有機的な結び付きについても言及すべきとの御指摘があったところであります。そこで、第一条の修正を行いまして、農地を地域における貴重な資源とした上で、耕作者による農地の権利取得について、地域との調和に配慮したものとすることにいたしました。

一方、農地に係る権利の取得と地域の担い手との関係につきましては、政府原案の第三条第二項第七号でも、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地等の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合には権利の取得が認められないという形で規定されていたところではあります。しかし、特に一般会社等が農業経営を行うために地域社会に入ってくるような場合に、参入地域の地域社会と調和した形で営農を行うかどうかは第三条第二項第七号の要件だけで担保できるとは保証できないとの御指摘もありました。

そこで、修正案におきましては、第一条の修正の趣旨を踏まえ、第三条第三項による農地の利用権の取得に関して、農地利用が地域の農業や集落と調和した形で行われるようにするため、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれることという要件を追加したところであります。

また、農外法人でありましても、少なくとも農地の有効な利用を責任を持って担当する者が必要であること等から、法人に関しては現行の特定農業法人貸付事業と同等の、業務執行役員のうち一人以上の者の農業常時従事を要件として課することとしたところであります。

これらの修正の趣旨等を踏まえれば、農地法第三条第三項の規定による許可に当たりましては、営農姿勢への真剣さ、地域の話合いへの参加の状況、共同化への取組、機械の取得の状況などを考慮することが重要でありまして、一方、借り手の規模の大きさなどが過度に考慮されるべきではないというふうにも考えます。

修正案の提出者といたしましては、このような修正の趣旨を踏まえ、農地法第三条第三項の規定による農地の賃借の許可が適切に行われるものと考えております。

山田俊男君

今、宮腰先生から、余りにも大規模な企業参入ということを優先するものでは決してないよということ、それからさらには、機械の取得や経験ということも念頭にありますよと、さらには、地域の農業との調和という観点からすると、地域の話合いへの参加とかそれから道路その他の共同作業のルールへの参加と、こうした部分をみんな含めて考えているんだよということをおっしゃっていただいたわけでありまして。私も基本的にそのことも大変大事だというふうにも考えるわけでありまして。

農林水産委員会 / 2009 年 6 月 16 日

大臣にお聞きしたいわけでありますが、こうした今おっしゃっていただいた修正案の趣旨といたしますか、これらを政省令等運用基準としてどんなふうに明らかにされるのか、その考えをお聞きします。

政府参考人（高橋博君）

今修正案提出者から御答弁がございましたとおり、今回の農地法の改革に伴いまして新たに権利を取得する場合、まず一般的な要件として三条二項七号というものがあるわけがございます。加えまして、修正の段階におきまして、今幾つかの論点がなされました。これは、今提出者の方からお話ございましたようにきちんとした、また委員からの御指摘もございましたように政省令と、それから具体的にはガイドラインという形になるかと思っております。効率的な利用についての機械要件と、あるいは従事者についての従事日数要件等々、こういったものを早急に定めまして、地域に実態に応じた形で対応ができるようにしてまいりたいというふうに考えております。

山田俊男君

続いて、参入企業の出口の規制についてお尋ねいたします。

出口規制の問題については、修正法は許可を受けた者が周辺の農地の利用に支障を与えているかどうか、さらには適切な役割分担の下で経営がなされているかどうか、これらのことをきちっと見た上で、相当な期限を置いて、そうでない場合は勧告するという、さらに勧告に従わない場合は許可を取り消すというふうにおっしゃっているわけです。こうなりますと、この勧告し許可を取りわけ取り消すというときのこの客観的な基準が明確になっていないと、これ農業委員会が許可を取り消すよ、勧告して取り消すよといったときに、農業委員会に対しまして物すごいプレッシャーが掛かるというふうに思います。場合によったら、ちゃんとやっているのに何でそんなことを言うんだということで訴えられたりしないのかという心配もするわけでありませう。

どうぞ、これらの基準をより明確にしなきゃいかぬわけですが、修正者の意見をお聞きします。

衆議院議員（宮腰光寛君）

先ほど御説明をさせていただいたとおりでございますけれども、今回の修正におきましては、農地等が地域の資源として有効に利用されることを確保するなどの観点から、第三条第三項の貸借の要件について追加を行ったところであります。そして、この要件は、許可の際だけではなく、その後においても継続的に満たしていることが求められておりまして、もし事後的に要件を欠く状況になった場合には、これを是正することができるよう勧告及び取消しの規定を設けたところであります。

委員御指摘の点につきましては、衆議院及び参議院の農林水産委員会においてお招きをいたしました松本参考人からも許可の取消しに係る精緻な判断基準の作成につ

農林水産委員会 / 2009年6月16日

いて要請がなされたところでありまして、また衆議院農林水産委員会が全会一致で決議した農地法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議におきましても、その六で、制度の運用に当たりましては、公平、公正、透明性に留意し、許可等の基準を明確にすることを求めているところでもあります。

修正案提出者といたしましても、許可の取消し等の事務は、客観的な基準に基づき適正に行われることが重要であると考えておりまして、今回の改正法が施行されるまでの間に、農林水産省において、修正の趣旨を踏まえ、客観的な基準が整備されるものと考えております。

なお、農業委員会等が許可の取消し等の権限を適正に行行使するためには必要な情報の収集が不可欠となりますが、これが可能となるよう、今回の修正によりまして、借り手から農業委員会等への定期的な報告義務に関する規定を第三条第六項として設けたところでもあります。

以上であります。

山田俊男君

農水省としてこのことに対してどんな対応をされるのか、お聞きします。

政府参考人（高橋博君）

今の修正案提出者からの御答弁にもございましたように、この出口の関係につきましては、入口の関係の要件、これと対を成すものというふうに私ども考えております。

これについては透明性あるいは客観性があるものでなければならないという委員の御指摘も当然のことでございますが、先ほど申し上げましたように入口段階できちんとしたものを出す、それと対になる形でこの出口段階におけますもの、これは基本的に裏表になるというものが基本だと思っておりますので、これもきちんとお示しするようにしてまいりたいと思っております。

山田俊男君

修正法では、さらに、取消しの場合、これ大変大事なところだったと思うんですね。取消しの場合、農業委員会が所有権の移転、利用権の設定、あっせんについて必要な措置を講ずることができるというふうにしたんですね。これは非常に大事なことだというふうに思っています。ところで、この場合、円滑化団体を活用して担い手に優先的にあっせんできるように適切な利用が確保されなきゃいかぬと思うんです。だって、企業が入っていました、しかし撤退しました、撤退したないしは許可を取り消しましたというときの農地の扱いであります。

この扱いについて、これは農水省にお聞きするわけでありまして、どこにきちっと定めることになるのか。これら手順のことも含めてしっかり盛り込んでいただかなきゃいかぬと、こんなふうに思います。

政府参考人（高橋博君）

御指摘の点につきましては、この企業、一般の、農業生産法人以外の法人の参入に限らず、農業から撤退をした場合に、その当該農地がきちんとまた今後とも使われるという意味でも非常に重要なところでございます。その代表的な要件として今回これが新たに修正案で規定されたというふうに私どもとしても理解しておりますけれども、権利の設定のあっせん、その他の具体的な中身につきましては、委員御指摘のとおり、集積円滑化事業におけます団体、やはりこういったものがまず中心になり得るんだらうというふうに思っております。市町村、JA等の信頼できる機関が基盤強化法に基づきますこの利用集積円滑化団体として、当然のことながら各地域で活動していただくということを前提としております。まず、このところに農業委員会からも基本的に働きかけていただくということが中心であります。もちろん、個別に既に、その以前に相対であっせんということも当然あるわけでございますが、基本的にはやはりこういったところは地域で見てもらうのが一番重要だらうというふうに思っております。

山田俊男君

続きまして、参入企業の撤退に伴います措置について質疑したいと思います。

参入企業が経営悪化やないしは一定の意図の下に賃借した農地の耕作を放棄したり、それから場合によったら産廃を積み上げてしまうということが予測できないことはないわけでありまして。その場合は、勧告だったりそれから取消しの措置も含めて対策が講じられるということになるわけですね。

ところで、その場合、原状回復が何としてでも必要になるわけでありまして。原状回復やれと言ったって、もう決してやらないと。それから財政的な、ないしは企業の余裕もないと。ましてや、その企業はどこかへ行っていませんと、撤退していますと、撤退していますというか倒産していますみたいなようなことになったときに何とするかということでありまして。原状回復の担保として、原状回復に向けての費用の積立てや保証金制度等が必要になるんじゃないかというふうに思うんですが、このこと。

さらには、これまでは、その違反転用については五十一条におきまして原状回復命令を出すことができたわけですね。ところが、今度は更に加わりまして、今回の改正で都道府県知事による行政代執行制度が創設されたわけでありまして。これがちゃんと機能するようにしなきゃいかぬというふうに思いますが、この行政代執行制度についても評価するものであります。もう一回言いますが、賃借で入っていた企業が撤退したような場合ないしは違反転用をしたような場合においてもこの行政代執行の仕組みを設定する必要があるんじゃないかというふうに思うんですが、農水省にお聞きします。

政府参考人（高橋博君）

基本的に、やむを得ず、これは企業に限らず一般の個人の場合もそうでございます

農林水産委員会 / 2009年6月16日

けれども、農業経営から撤退をしていった場合に、その後、農地が荒廃する前に次の農地の利用につなげていくということ、これが非常に重要でございます。

その際に、今委員御指摘のとおり、例えば、その農地が荒れないようにするためには例えば中間で遊休農地対策等々取るわけでございますし、また、直ちに農地の引受手がないような場合には、農地保有合理化法人等が当該農地を引き受けまして、新たな担い手が現われるまでの間保全管理等を行うという、こういったことについても積極的な支援を行っているところでございます。

なお、先ほど委員もございました産廃等に関しては、これは基本的にはもう違反転用の事例になるわけございまして、通常の場合の農地の利用の集積ということとは違うわけございまして、そういったものに対してはきちんとした対応をすることになっております。

また、転用の問題とは別に、遊休農地になるような場合におきましては、農地が荒廃し雑草が繁茂し病虫害の温床になるなど周辺の農業経営に著しく支障が生じている場合、緊急性があるときには、支障の除去等の措置命令及び代執行についても、これは遊休地対策の中できちんと講ずることとしております。

山田俊男君

是非、今それぞれおっしゃった手順、それをより明確にして、そして知らせる、理解してもらうということは今後徹底してやらねばならない、こんなふうに思いますので、しっかりやってください。

そこで、もう一回改めて、今議論しました入口規制がいかに大事かということに関連してでありますけれど、私の印象では、これまで規制緩和を行った結果として、大変な混乱を伴って、もはや元へ戻しようがないという事態が我が国の様々なところで生じているというふうに思うんです。

その典型は、私は大店法の規制緩和だったというふうに思います。まちづくり三法を後刻作り上げて、そしてこれに一定の歯止めを掛ける取組をされたわけでありますけれど、もう基本的には変わらないですよ。我が国の経済社会のこうした発展の中で、それはもう行き着く先はそれしかないんだというふうに言うのか。しかし、あのとき本当に大店法の規制緩和が正しかったのかどうかということがやはりあるわけでありまして。それから、種類はちょっと違いますけれど、やはり建築基準法の改正で生じた御案内のとおり耐震偽装の問題等についても、やはり入口規制の緩和問題が影響したかと、こんなふうに思います。

結局、取り返しの付かない事態を絶対生んじまいかぬわけでありまして、今回の農地法の改正がそうしたことにならないようにその対策が私は本当に必要と、こんなふうに思います。

ところで、先般、当委員会におきましても、岩永委員、それから風間委員、舟山委員、それから今日も主濱委員等々から、外国資本による企業の賃借による農業への参入について心配が出されていたわけでありまして。大臣からは、資本投資の内外無差別

農林水産委員会 / 2009年6月16日

の原則から一方的な規制はなかなか難しいんだということであったり、それから、本日もそうでありましたが、国内法人、外国法人にかかわらず、地域との調和ある農業の実施等の要件、今議論した内容であります、そうした要件をしっかりと運用することによって国内農業者に混乱を与えないようにすると、そして、直ちに今の現段階では問題が生ずる心配はないという答えであったかというふうに思います。

私は、外国企業が直接農業に参入することはないけれども、日本法人をつくったり、それから農業生産法人に資本出資して参加したり、それからさらに融資したりということで、様々な形が私はあるんだというふうに思います。

現に、これは典型的には唯一進出している例というふうに言えるかもしれませんが、ドール・ジャパンがあるわけです。これはドールが日本法人をつくって、更に日本法人が農業生産法人に出資してという形での農業への参画になっています。この運営の実態を調査し、分析したものがあつたものですから、私は現場見に行っていないから弱点なんです、その報告書を見ても、極力固定資産を持たずに、いつでも閉鎖、撤退ができるというような事業姿勢だというふうにおっしゃっています。現に、鹿児島にありました子会社によります農場を閉鎖、撤退して、それを今度は長崎の五島列島に設置したという例があるわけでありまして。確かにこのドールの例を見ても、受入れ市町村もよしと思つているんです。農地の活用につながつたり、雇用の拡大につながるという意味があるかもしれません。しかし、一方で、継続的、安定的な農業経営になっているかということ、やはり問題がある。先ほど来、地域や家族農業というものを育てる、これが大事だというふうに考えたときに、一体この姿勢で我が国にどんな形で定着できるんだらうか、こんなふうに思います。

どうぞ、きめの細かい、きめの細かい制度運用、それから基準作りを是非是非行つていただきたい、こんなふうに思います。これは要望しておきます。

ところで、これも物の本によるわけでありましてからこれも若干情けないわけでありまして、米国の一部の州やフランス等の例でありますけれど、農業者以外の会社等の農業の参入について一定の規模による制限を行つているということでありまして。これは常に既存の地域や農業者の経営を守つていくということであろう、精神としてはそういうことであろうかというふうに思います。改正法でも修正法でも明確にこういう基準だという基準を定めていくわけじゃないんですが、先ほど入口、出口規制の議論の中でお聞きした考えによれば、当然地域や周辺の農業との調和を基本に政省令で一定の規制を加えることができると、またしていこうということが伺えたと、こんなふうに思います。

特に、企業参入に関しまして一部報告がありますが、ブルーベリーとかパプリカなんか、これは外国資本とは関係ありませんよ、国内資本におきまして、こうした少量の品種生産でありますけれど、しかし需要が高いものであります。こういうところへ大資本が入つてしまつてしまうと、一気に寡占化してしまうといひますか、独占化してしまう。こうした事態があるわけでありまして。

どうぞ、こういう問題をも抱えているんだということを念頭に置いた改正法の運用

農林水産委員会 / 2009年6月16日

がどうしても求められる、こんなふうに考えるわけでありまして、この点についての農水省のお考えをお聞きしたいと思います。

政府参考人（高橋博君）

委員御指摘の点につきましてでございますけれども、例えば地域の特産品についてどのような人たちがそれを開発利益として確保してきたのか、あるいは、それについて全国的にどのような産地においてどのように競争していくのかという観点にも影響するものだろうと思っております。

御指摘の点につきましては、確かに大幅に大規模な形で一斉に入るということもあるかもしれませんが、単にこれは農業生産法人以外の法人、企業に限ったものではないわけでありまして、そういったものについて既存産地と新たな産地との間でどのように競合していくのか、あるいは、そうではなくて、外に対してどのようにそういったようなノウハウというものを流出しないように今度は産地が努力をするのか。ある意味、相当程度、産地におけます経営戦略の中で様々な形で営農が展開されるというふうに考えております。

したがって、一律の規制ということについて、あるいは形態に即した規制ということについては慎重に検討する必要があるというふうに考えております。

山田俊男君

続きまして、これ、質疑の中で大臣からも御意見があったこと等であるものですから、改めてここでちょっと確認しておきたいんですけれども、財務省にお聞きしたいというふうに思うわけですが、外国資本による我が国の農林水産業への投資については、外為法、これは事前の届出義務を課しているわけでありまして。運用はどんな実態になっているかということをお聞きしておきたいんですが、お見えになっていますね。

政府参考人（永長正士君）

お答え申し上げます。

対内直接投資、一般論でお答え申し上げますが、我が国産業の生産性の向上、経済の効率化を促すということで、今現在、政府といたしましては、対内直投加速プログラム、これを進めているところでございます。ただ、この対内直投が国の安全や経済の円滑な運営等、これを損なうようなことがあってはいかぬと、これはもう言うまでもないことでございます。

こうした認識の下、外為法におきまして、対外取引の原則自由という基本的考え方、これに立ちつつ、国際的なルールございまして、その範囲内で国の安全、さらには経済の円滑な運営等の観点から、一部の業種に限定をいたしまして、対内直接投資を行う場合には財務大臣及び事業所管大臣に対して事前届出を出せと、こういうことを課しているわけでございます。

この届出が出されました後、原則三十日間の審査を行いますが、問題のない案件に

農林水産委員会 / 2009年6月16日

つきましては、従来はこれを二週間に短縮しておりまして、さらに現在は、更に短縮可能な場合は五営業日で審査を終了しております。

他方、問題がある場合につきましては、いわゆる変更ないしは中止の勧告、命令を行うこととなるわけですが、平成十七年度以降、この事前届出、これ集計いたしましたところ、約一千五百件ほどの届出がございます。それ以前のものも含めまして、現行制度、いわゆるこの事前届出制度の下で投資を認めなかったのは一件だけでございます。

山田俊男君

外為法の運用審査の実態はそういうことであるということ承知した次第であります。

農林省、農林省も事前審査に取り組むんですよね。

政府参考人（高橋博君）

担当大臣として、農林水産業関係等の分野に対します対内直投については当然関与いたしているところでございます。

山田俊男君

この事前審査におきまして、農林省としては実態を踏まえた上で丁寧な取組をしていただくよう切にお願いしておきます。これはお願いしておきます。

ところで、先ほどの、大規模な会社が、法人が参入して、そして地域のこれまでの取組やそれから地域の伝統的な野菜なんかを一生懸命村で共同して栽培していたのに、企業が参入して、そして伝統的な大事な野菜の生産を一気に増やして市場で価格を大きく下げた、これの心配を、現に生じている心配として出ている例が実はあるんです。これ、運用の仕方が物すごく難しいというふうに思いますよ。入口規制をするにしても物すごく難しいというふうに思いますけれど、この点本当に念頭に置いた、地域の実態に応じた取組を行っていただくよう、これも強くお願いしておくところであります。

さて、もう一点、大臣にこれ聞いておきたいなと思うんですが、大臣の委員会質疑の中の答弁でこれはありました。というのは、賃借で参入した企業を認定農家と同じ扱いにして、これが水田・畑作経営所得安定対策の対象になるのかということなんです。所得補てんの仕組みを何らかの形で工夫し、しかし多様な担い手を育てたいと、こう思っていますよ。ところが、財源も制約されている中で、一定の兼業農家であったり小規模農家であったり、もちろん意欲があって集落営農組合に参加して取り組んでいる農家は対象になるわけですが、そうでない農家は対象にならないという実態がやっぱりないことはないわけで、あるわけでありまして。

ところが一方で、企業が入りまして、その企業が認定農家であって、かつこの経営安定対策の対象になっているということになると、一体これは地域の調和ある農業の

展開ということに本当になるのかという心配あるんですが、これ、改めて考えを聞いておきたいんですけども。

国務大臣（石破茂君）

こう違和感をお感じになっておられるんだらうなという感じがしますが、一定のつまり農地を効率的に利用し、継続的、安定的農業経営を目指す主体ということであれば、それを担い手として位置付けないという理由、これが何があるんだらうかということになるんだらうと思うんですね。もちろん、それが調和ある、その地域において調和ある営農をしていただくということは当然でございますが、私、それを担い手として位置付けるといことは、経営基盤強化促進法に基づきまして経営改善計画が市町村基本構想に照らし適切なものであるということ、これが適切なものでなければ駄目だということでございます。

そしてまた、水田・畑作経営所得安定対策につきましても要件を満たすということでございます、その時々いろいろなチェックというものがきちんと満たされた場合に、それは除外をするという積極的な理由が見出しにくいのではないかとこのふう考えております。

これまでも特定法人貸付事業等によりまして農業に参入した企業が認定農業者となっており、あるいは本対策に加入しているという事例があることでございまして、その地域において調和ある営農が営まれるようにそこに配慮していくことは当然でございます。

山田俊男君

具体的な運用に当たりまして大変難しい問題が出てくることも予想されますので、しっかりそこを詰めてもらいたい、こんなふうをお願いしておきます。

ところで、農地の転用規制について話題を転じたいと思いますが、改正法のもう一つの柱は、農地のいたずらな転用の規制をちゃんとやるということなわけですね。これ、今までの農地の現況、転用の現況、先ほど来も質問があったわけでありましてけれども、公共の転用が許可なしで届出だけで済むというような現行制度上の問題があるわけだし、それから、もう本当に悲しくなっちゃうんですが、どこへ行きましても道路際の農地、いたずらな農地転用でしょうかね、これはもう本当に美田、それから美しい農業をやっておることによる景観を失ってしまっているというふうに思います。これも何とかこのことについて対策を講ずるべきだというふうに思います。

農地の転用につきまして、これまで許可不要だった学校とか病院等の公共施設について、これは国又は都道府県との協議を行う仕組みを導入されたわけです。これら農地転用に関して基本的にどういう仕組みを導入になったのか、農水省にお聞きします。

政府参考人（吉村馨君）

委員御指摘のとおり、今回の改正法案では、農地転用規制の厳格化を盛り込んだと

農林水産委員会 / 2009年6月16日

ころであります。その中で一つは、現行では転用許可不要になっている病院、学校等の公共施設の設置について、これを許可対象、具体には法定協議ということになりますが、これに移行するという。それから、違反転用に対する罰則の強化ということで、特に法人に対する罰金刑の上限を三百万円から一億円に引き上げるとのこと。それから、都道府県が農地転用許可制度について厳正な運用を行っていない場合に国が都道府県に対して行う是正の要求。それから、農振法の改正ということになりますけれども、農用地区域からの除外の厳格化ということで、担い手の経営、農地利用の集積に大きな支障が出るような場合には除外を認めないというような措置が盛り込まれているところでございます。

山田俊男君

大変運用に当たって難しいところが今後いっぱい出てくるような気がするわけです。

もう一つ、地方分権推進委員会から転用許可権限を地方に移譲することを求められているわけです。ところで、農地転用の許可権限、既に都道府県知事から市町村長に移譲されて、市町村長からさらには事務委任で農業委員会が許可権限者となっているケースも大変増えているというふうに聞いております。実態は一体どうなっているのでしょうか。

要は、国が関与を、これこれに関与を強める、強めないと転用の現状を改善できないという思いがある一方で、しかし実態は地方にみんなゆだねられていて農業委員会がやらなきゃいかぬようになっているとすれば、これはやっぱり本当に十分な対策を講じられない心配があるんですが、いかがですか。

政府参考人（吉村馨君）

農地転用許可の事務のうち、二ヘクタール以下の転用については都道府県の自治事務ということになっているわけですが、これについては地方自治法第二百五十二条の十七の二の規定に基づく条例によりまして、事務処理の特例ということで権限の移譲ができることになっております。具体には、平成二十一年四月一日現在で千七百七十七市町村中三百十七市町村、一八%において市町村に対して権限移譲がなされております。また、農地転用許可の権限移譲を受けた三百十七市町村中二百九十二市町村、これは九二%ということになりますが、これは地方自治法百八十条の二の規定により、その事務を農業委員会に委任をしているということになっているわけですが。

委員御指摘のとおり、今回の改正で農地転用許可の厳格化を図るということにいたしているわけですが、そういう中で、先ほど答弁でも申させていただきましたけれども、都道府県あるいはそこから権限の移譲を受けている市町村、農業委員会が農地転用許可制度について適切な運用を行っていない場合には国が是正の要求を行うことができると、こういう制度を盛り込んでいるところでございます。

農林水産委員会 / 2009年6月16日

この制度を有効かつ効率的に活用するためには、特に、例えばでありますけれども、農業委員会に権限を委任している市町村での転用事案に焦点を当てて調査を行って、そして必要な場合には是正の要求を行うといった運用もしていきたいというふうに考えているところでございます。

山田俊男君

是正を行うための協議だったり、その運用を強めるということについて私も賛成ですから、それはしっかりやってもらいたいです。

しかし一方で、要は市町村の段階に、県の段階も市町村の段階もそうなんですが、ややもすると大変開発意欲が強いということがあるわけで、知事やそれから県や市町村で、一体この地域をどうするという地方計画をどう立ててもらおうかということであるし、それから農地をしっかりと守るという意識の改革であったりということが物すごく大事になるんだというふうに思います。

何せ違反転用、これは先ほども議論がありましたけれども、違反転用が多くて、それも是正できなくて追認せざるを得ないというのが八八%近くですか、委員会で質疑ありましたが、になっているということがあるわけです。一体、何でこれ防げないんですかね。どこに原因があるんですか。ここをやらないとどうも基本的な問題が解決しないように私思うんですが、お聞きします。

政府参考人（吉村馨君）

先ほど来の御質疑にもございましたように、違反転用をした場合に、私どもとしても、本来それは原状回復を図るべきものと考えておりますが、これまでの運用の中でそれが追認許可というような形になっているものが九割を占めるというような状況になってきているわけでございます。

この背景としては、農地法の中身を十分に承知していなかったとか、あるいは地目が農地であるなんて思っていなかったとか、そういうような、これがいいか悪いかというのはなかなか判断が分かれるところではありますが、場合によっては悪質ではないというふうに見られる、そして実際に転用許可の申請が出されれば許可ができるような、そういった事案について追認許可を行ってきたということでございます。

ただ、これらについて、繰り返しになりますけれども、いたずらに追認許可を出すということは適切ではないというふうに考えておりますので、昨年通知を出させていただきまして、そういった追認許可ができるような事案でも、まずは原状回復をすべきかどうかということを検討してみるということについて指導したところでございますし、今後、先ほどの是正の要求の中でも、この追認許可をした案件というのもひとつ焦点を当ててしっかり調査をして、そして問題があれば是正の要求をしていくというような形で、こういった追認許可が安易に行われぬように対応していきたいというふうに考えているところでございます。

山田俊男君

何度も言うようですが、そのこと物すごい大事です。一方で、農地の利用について賃借で基本的に自由にするという、こうですね。一方で、転用については、実は追認の仕組みで相当程度もう転用が進んでしまっていると。これじゃ、一体どこを向いて走っているのかということになりかねないわけです。ここの点、もちろん現状のままでもいいことはないわけですから、前向きに改善していくという立場で改正法を作ったわけですから、この改正法を本当にきちっと生かしていく、両面で生かしていくということがないといかぬというふうに思いますから、しっかりやってください。また、やりましょう。

それから、なお、この点でもう一つ、都市計画制度や農振制度が機能していないんじゃないかという心配があるわけで、その点も議論したいわけでありますが、今回の修正法で附則の検討条項に、農地の利用に関連する計画その他の制度についての検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。かなり微妙な、かつ率直に言うと、分かりにくいといえますか、遠慮された表現になっているんじゃないかというふうに思ったりはするわけですが、しかしこのことを触れられた意味も大変大きいというふうに思っておりますが、この精神を修正提案者からお聞きしたいと思います。

衆議院議員（筒井信隆君）

山田先生の御意見を今日お聞きをされていて、ほとんど賛成でございまして、先生の発言の御趣旨は、修正案によって何とか辛うじて達成できる、こう考えております。原案のままでは達成できない。先生のような与党の先生方おられる中で、なぜあんな原案がそのまま出てくるのか、やや不思議、不可解さを強めたところでございまして、今の農地転用等農地利用の制度に関しても先生の御趣旨に賛成でございます。その趣旨で私たちとしてはこの条項を入れたわけでございます。

おっしゃるとおり、都市計画法、それから農振法、それぞれ法律は別で、同じ土地利用を定める制度でありながら法律は別で、しかも担当の省庁も別々だと。こういう縦割り行政のままでは、やっぱり先生がおっしゃったような問題点が起こってくる。これやっぱり総合的、一元的に土地制度をはっきりさせて、明確に農地の立場でいえば農地をきちんと守る、これを実現していかなければいけないのではないかと。その方向性を検討しましょう、そしてその検討の結果、そういう結論が出てくると思うんですが、その結論に従って具体的な措置をとりましょうという趣旨でございます。

山田俊男君

国交省の最近の動きに対しまして、私は非常にこれも評価しているんです。国土形成計画を策定されておりました、コンパクトなまちづくり、中心市街地の活性化、高齢者が住みやすいまちづくり、郊外へのいたずらな町の進出を防ぐ、ましてや広大な大規模スーパーの優良農地をつぶしての進出の規制、それから美しい田園風景の維持。これらの言葉も含めて、これらのことが国土形成計画の中に位置付けられているわけ

農林水産委員会 / 2009年6月16日

でありまして、優良農地を守るという観点での都市計画制度の抜本的な見直しが必要というふうに思うわけですが、国交省にお聞きします。

政府参考人（石井喜三郎君）

お答え申し上げます。

現在の都市計画法が策定されまして四十年を経過をいたしました。人口減少や高齢化あるいは地球環境問題の深刻化ということで、社会情勢が大変大きく変わっております。これらの状況を踏まえまして、都市計画制度についても総点検をいたしたいということでございます。現在、その前段階といたしまして、社会資本整備審議会の小委員会において、今後の都市政策の課題と基本的な方向は何か、いわゆる都市のビジョンというものを御議論いただいております。

この中におきまして、先生御指摘の国土計画にもあります郊外の問題、郊外の優良な農地というものについて総合的に検討するという点が一つ打ち出されております。また、都市の内部におきまして、緑というのは都市に必要不可欠なものということで、都市内の農地というのは、生産ということだけではなくて、都市の緑地や、さらには防災、そして子供の教育といった面でも大きな役割を果たしているといった多面的な機能というようなことも大きく位置付けられておるところでございます。

このような時代の変化に応じた都市の内外にわたる農地の在り方ということをごどのように位置付けていくかということは、都市行政のみならず農業政策、さらには税制といった面で農林水産省を始めとする関係省庁との連携が不可欠でございますので、今後とも関係省庁と協力をして総合的に考えてまいりたいと、かように考えております。

山田俊男君

まさに、その方向での検討を更にしっかり進めてもらいたいというふうに思います。

と同時に、都市農業、先ほども議論がありましたが、都市農業のありようについて、これも国土形成計画の中で、市街化区域内農地については、市街地内の貴重な緑資源であることを十分に認識して、保全を視野に入れた計画的な利用を図ることが計画の中に盛り込んであります。さらには、住生活基本法に基づく住生活基本計画につきましても、市街化区域内農地については、保全を視野に入れて、農地と住宅が調和したまちづくりなど計画的な利用を図ることが書いてある。都市農業と農地をめぐる情勢についても、認識も大きく最近は変わってきているというふうに思います。

そうすると、今回の法改正で、農地法の改正で、一つ税制上の措置として大きなことが実現している、法改正が通れば実現するという内容のものがあるわけですが、それは市街化区域外ですが、その農地については、相続税の納税猶予であります。本来であれば継続的に農業経営をやっていなきゃいかぬわけですが、しかし賃借した場合に、これはずっと農業経営がなされるということを条件にして相続税の納税猶予

を継続するという措置になっているわけです。

ところがもう一つ、都市農地については都市計画制度の見直しの中でこの税制上の措置を検討する、見直すと、こうなっているわけでありますから、都市の農地を抱えておられて宅地並み課税等に苦しんでいる、ないしは将来の営農計画に大変な悩みを持っておられる農家の皆さんからとってみると、早く都市計画制度をきちっと見直してくれよという思いがあるわけです。そして、そうなってくると、この都市計画制度の中ではもう市街化区域内農地というようなものを、文言も含めてやめようじゃないですか。それから、宅地並み課税、言うなれば農地を吐き出して住宅にすることを条件にした宅地並み課税なんというの、これもちゃんとやめようじゃないですか。要は、都市の空間としての農地であったり安全、安心の提供であったり、それから要は防災上の空き地であったり、もはや都市の運営において農地はなくてはならない財産でもあるわけであります。是非、名称も税制も抜本的に見直すべきではないかというふうに思います。

都市農地の保全策の在り方についてどういう議論、今言ったような議論がなされているかどうか、国交省にお聞きします。

政府参考人（石井喜三郎君）

先生御指摘のとおり、先般の税制大綱の方では、都市計画制度等の見直しの中で、農地に係る制度上の位置付けや保全・利用の在り方の検討を行い、納税猶予制度の在り方について必要な見直しを検討するというふうにされたところでございます。

現在、市街化区域内農地については生産緑地という制度を設け、この制度によりまして、しかも平成四年の抜本改正ということで五百平米に下げたということで、生産緑地制度の下で都市農地が大変うまく守られてきておるところではございます。しかしながら、一方で、更に都市内の農地を保全をしていくべきではないかという御意見があることも承知をしております。

これからは、これらの制度の条件あるいは都市農地として、私どもの方では建築確認その他の形で見えておりますが、農業サイドという面での農地としての条件等がいかにあるべきかということについては手の届かない面もございまして、これらの条件を踏まえまして、農林水産省さんとも十分に調整をしながら今後検討を続けてまいりたいと、かように考えております。

山田俊男君

大臣、石破大臣、閣僚の一員として、それも主要な閣僚の一人として、是非この都市計画制度、それと一方での農振制度、そして今回の農地法の改正、これは本当に表裏を成した大事なことでありますので、是非、農地法の改正をちゃんとやってもらって、その運用を的確にやって、そして一方で都市計画制度についてはそうした精神、一致した精神の下に改正が進むよう、決意をお聞かせ願いたいと思います。

国務大臣（石破茂君）

まず、この法律を御可決いただき、そして施行をいたしまして、農地の確保というものが適正に図られるかどうか、その状況を踏まえたいと思います。

国交省の考え方は今るる御説明がございました。私は以前、農村計画法というような法律が作れないかなということで大分考えてみたことがございます。都市計画法に対応する農村計画法みたいなものが作れないかということで、以前、頭の体操はしてみたことはあるのですが、いずれにいたしましても、この法律の施行後の状況を見ながら、国交省ともよく御相談をしたいと思っております。

そこにおいて、ゾーニングというものがどうやって的確に図られるかということが一つのポイントかなというふうには考えておりました、また委員とも議論をしながら、より良い方策というものを見出してまいりたいと考えております。

山田俊男君

もう間もなく終わりますが、二、三どうしても気になることで農水省に確認をしていきたいところがありますので、これお願いしたいんです。

今回の農地法の改正で、本当に、これ当委員会でも質疑いっぱい出ましたが、農業委員会の役割、物すごく大きくなったんですね。一方、農林水産省は、農政局の統廃合なのか合理化なのか効率化なのか、何らかの形のを進めようというふうに言っています。もう農林省は身軽になるからあとは農業委員会に、おい、全部かぶせるぞということじゃまさかないんでしょうね。だから、農業委員会の体制の強化につきましても対策を絶対約束してもらいたい。

さらに、これ新聞報道等があったり、地方で話を聞いても若干そういうおそれがあるということで心配するわけでありますが、農業委員のメンバーに、もう長期計画を立てて、企業の意思を代弁する、ないしは開発意欲のある人を入れて、それで長期的に最終的には転用を実現するというような話もあるなんていうふうに聞いたりすると、これは農業委員会の皆さん、委員会の運営について大変な御苦労が私はあるというふうに思うんです。

是非、農業委員会の体制強化と併せて、委員の選出の仕方等々につきましても対策は必要というふうに思うんですが、農水省の考えをお聞きします。

政府参考人（高橋博君）

今回の改正によりまして農業委員会の果たすべき役割というのは更に重要になるわけでございます。したがって、これまでも当委員会におけます御議論等を踏まえまして、農業委員会がその職務を円滑かつ適切に行うような体制についてきちんと私どもとしても支援ということを考えてまいりたいと思っております。

また、改正後の法律におきましても、当然のことながら農業委員会に対します指導等については国の責務として残っているわけでございます。この責務をきちんと果たすために必要な国におけます体制整備、これは当然のことながら様々な時々の改革の

農林水産委員会 / 2009年6月16日

中で新しい組織体制を整備するわけでございますけれども、その中でも必要な体制というのはきちんと整備をしまいたいということでございます。

もう一点、農業委員の選出でございますけれども、農業委員、御承知のとおり、地域の農業者が選出する選挙委員、それから市町村長が選任する選任委員ということであるわけでございます。この選任委員の場合、例えば市町村議会が委員を推薦するに当たりましては、公平中立の立場から判断をなし得る委員を推薦するというようなことにつきまして、従来から市町村長の方から議会へ要請するようお願いするなどの措置を講じているところでございます。

また、今回の改正に先立ちまして、農業委員会がその適切な職務を遂行できるように、これまでの議事録について更に詳細にわたった議事録を作製する、あるいは議事参与制限が適切に行われたことを明示する、そういった意味で公平かつ透明性の高い運営ができるように事前に準備をするということについても指導しているところでございます。

山田俊男君

もう一点、この農地法が改正で運用されるということになったときに、従来の残存小作地と言ったら語弊ありますですかね、法律用語では何と申すんでしょうか、耕作権保護の強かった現行農地法上の地主、小作関係の下でのまだ小作地があるわけです。未解放小作地と言ってもいいですかね、これがあるんですが、これの関係ですね、この法律関係はどんなことになるんですか。

政府参考人（高橋博君）

戦後実施されました農地改革で、基本的には地主が所有していましたが小作地については不在村の場合にはそのすべてが買収されたわけでございますけれども、在村の場合には都府県で約一町歩、北海道で四町歩までは買収の対象から外れておりました。このため、このような在村地主の一部の小作地が引き続き小作関係として存続しているものでございます。

このような小作地につきましては、現行農地法において、その耕作者としての権利を保護するために、賃貸借の当事者が契約の解約をする場合においても知事の許可を要するというような小作者の地位の安定に対する保護規定があるわけでございますが、今回の改正におきましてもこの部分については存続という形になっておりますので、基本的に従来の関係に対して影響を及ぼすものではないというふうに考えております。

山田俊男君

最後に、農水大臣の見解、決意を聞きたいんです。

五十年借地できるということになっているわけでしょう。五十年たったら一体どういうことになっているかと。これ当委員会でも議論あったわけでありまして、ま

農林水産委員会 / 2009年6月16日

あそうは言ったって五十年やるわけじゃなくて、五年で継続していくことになるのか、様々あるかというふうに思います。

しかし、いったん五年ぐらい貸しちゃったらもう戻ってきませんよ。貸したままの可能性が極めて高い、今の農業構造からしましても。こうなったときに、やめたとき、じゃもう契約解除だといったときに、ないしは大分たってからですかね、だれかに貸そうと思うんだけれどももう貸し手がいないと、その企業に貸したらその企業しか、何というか、貸し手どころか今度はそれを売りたいと思ったときに買ってくれる人は企業しかいないと。企業、買えますかね。今の法律の実態からして買えませんよね。

結局この法律の施行に伴って必要になってくるのは、契約が終わった、いろいろな事情があって、そして農地が出てくる、その農地をどう有効に地域の担い手に対してちゃんと集めて集積していくかということなんだと思うんです。是非この仕組みをつくってもらいたいんです。何か大変難しい名前でも、例えば農地利用改善団体とか、ないしは農地利用集積円滑化団体とかいう看板を掲げてみたって、なかなかよく分からない。それよりも、むしろ農地センターみたいな看板をしっかりと掲げて、そして農地の利用を丁寧にあっせんする、そうした業務が位置付けられていいんじゃないかと思うんです。

私、心配なのは、町の不動産屋さんに農地の売買あっせんをやらせたらいいんじゃないかという議論が経済界からも出ていたわけですね。どこかで議論がなされたこともあるわけです。規制改革会議なのか経済財政諮問会議なのか、出ている。これは、町の不動産屋に農地の売買やらせたら絶対駄目。だからこそ、一方でしっかりした農地のあっせんのための公明正大な農地センターを是非つくるべきではないかと、こんなふうに思います。

大臣の考えをお聞きします。

国務大臣（石破茂君）

農地利用集積円滑化団体、何か舌かみそうな団体でございますが、これは法律上の用語でございます、委員御案内のとおりで、この円滑化事業を実施する主体であるということ、名は体を表すというんでしょうか、そのことを明確にするためにこういうようなネーミングにいたしておるわけでございます。

ただ、何なんだそれはということになりますので、今委員から農地センターという分かりやすい名前としてはどうかというようなお話もございました。いわゆる俗称と言って悪ければ愛称と言った方がいいのかもしれないかもしれませんが、そういうようなネーミングについては私どもとしても検討していきたいと思っております。

なお、不動産屋さんのお話がございました。不動産屋さんは不動産屋さんとして、それはその分野で適切な業務を営んでいただいておりますが、今申しました円滑化団体には、営利を目的として、農地でありますとか不動産、そういうようなもののあっせんを行う業者さんは含まれないということ、これは基盤法の四条第三項におきまして明確にしておるわけでございます。

農林水産委員会 / 2009 年 6 月 16 日

したがいまして、農家の皆様方が安心してこの農地利用集積円滑化団体に御相談をいただけると、こういうようなものになると考えておりますが、更に農家の皆様方の安心感を醸成する努力はしてまいりたいと考えております。

山田俊男君

どうもありがとうございました。

終わります。

以 上